

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(岩手県県税条例の一部改正)

第1条 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(狩猟税の税率)</p> <p>第142条 [略]</p> <p>2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 放鳥獣猟区(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。)のみに係る狩猟者の登録 4分の1</p> <p>(2) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p>第30条 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係る狩猟者の</p>	<p>(狩猟税の税率)</p> <p>第142条 [略]</p> <p>2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 放鳥獣猟区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。)のみに係る狩猟者の登録 4分の1</p> <p>(2) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p>第30条 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係</p>

登録 (2) [略]	る狩猟者の登録 (2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県自然環境保全条例の一部改正)

第2条 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定) 第12条 [略] 2 次に掲げる区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。 (1) [略] (2) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号） 第29条第1項の規定に基づき指定された特別保護地区 (3) [略] 3～9 [略]	(指定) 第12条 [略] 2 次に掲げる区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。 (1) [略] (2) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき指定された特別保護地区 (3) [略] 3～9 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第3条 住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第5条関係） (1)～(14) [略] (15) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号） 第9条第1項の許可、同法第12条第3項の承認、同法第15条第4項の許可、同法第19条第1項の登録、同法第24条第1項の許可、同法第35条第3項の承認、同法第46条第1項の届出又は同法第61条第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの (16)～(31) [略]	別表第2（第5条関係） (1)～(14) [略] (15) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第9条第1項の許可、同法第12条第3項の承認、同法第15条第4項の許可、同法第19条第1項の登録、同法第24条第1項の許可、同法第35条第3項の承認、同法第46条第1項の届出又は同法第61条第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの (16)～(31) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成24年岩手県条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 292 860 323"><u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例</u></p> <p data-bbox="165 339 248 371">(趣旨)</p> <p data-bbox="118 387 1111 517">第1条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p data-bbox="1211 292 2009 323"><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例</u></p> <p data-bbox="1173 339 1256 371">(趣旨)</p> <p data-bbox="1126 387 2119 517">第1条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p data-bbox="118 533 613 564">備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。